

石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務 受託者選定実施要領

1 業務目的

石狩西部広域水道企業団（以下、「企業団」）及び当別浄水場ほか企業団が管理する水道施設の概要に関して説明した動画を作成、公開することで、当別浄水場等の見学者に対し、企業団の概要等をより深く理解していただくことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務

(2) 業務内容

企業団の見学用動画の企画・構成、撮影、編集及び成果物の納品（詳細は、別添「石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務提案説明書（以下、「提案説明書」）のとおり）

(3) 対象施設・場所

本業務の対象となる施設及び場所は、次のとおり。

施設	場所
当別ダム	石狩郡当別町字青山十万坪地先
当別浄水場	石狩郡当別町字青山 2304 番地 8
当別管理上屋	石狩郡当別町ビトエ 1713 番地 4
札幌管理上屋	札幌市北区篠路町拓北 307 番地 2
当別分水施設	石狩郡当別町若葉 4857 番地 5
石狩花川分水施設	石狩市花川北 2 条 6 丁目 279
石狩新港分水施設	石狩市新港中央 1 丁目 204 番地 10
小樽分水施設	小樽市銭函 4 丁目 158 番地 6
札幌ポンプ場・分水施設	札幌市北区屯田町 860 番地 7 ほか

(4) 業務期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日（金）

(5) 見積上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していること。
- (2) 消費税及び地方消費税並びに法人税の滞納をしている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 公告日から受託者選定までの期間に、石狩西部広域水道企業団競争入札参加停止等事務処理要領、又は構成団体（北海道、札幌市、小樽市、石狩市、当別町）の競争入札参加停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 過去 10 年以内に、動画を使用した PR 等を官公庁から受託し、履行完了した実績を 1 件以上有していること。
- (6) 札幌市、小樽市、石狩市、当別町のいずれかに営業所があること。
- (7) 構成団体が発注するいずれかの競争入札参加資格を有すること。
- (8) 次に掲げる事項に該当しないこと
 - ① 役員等（参加者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する権限を有している事務所をいう。）の代表者、参加者が団体である場合は代表者、理事等をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められること。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

4 事業者選定方式

本業務は、企業団の概要及び浄水場等の施設紹介を端的に、かつ明確に、見学者に伝えられる事が重要である。このため、高度な技術や優れた創意工夫の活用を図れる者の参加が期待できる公募型企画競争を実施することとし、本業務の受託者を選定する。

5 参加申込書の提出等

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式 1）
 - ② 会社概要（様式 2）
 - ③ 企画提案書（様式は任意。なお、留意事項は（2）のとおり）
 - ④ 見積書（様式は任意。なお、内訳（撮影、編集（イラスト作成等を含む）等）を明確にすること）
 - ⑤ 委任状（支店等に応募手続等の委任を行う場合。様式 3）
 - ⑥ 業務実績調書（様式 4）
 - ⑦ 暴力団等との関与がないことに関する誓約書（様式 5）

(2) 企画提案書作成に当たっての留意事項

- ① 用紙サイズはA4版で30ページ以内を基本とし、A3版はA4サイズに折り込むこと。
- ② 提案内容は映像がイメージできるものとするほか、実施体制及び業務スケジュールを記載すること。
- ③ 企画提案書は正本1部、副本6部を作成し、ホチキス止めはせず、ダブルクリップ等で留めること。
- ④ 副本には参加者を特定できるような直接的な表現や法人名は用いないこと。
- ⑤ 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提出は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案（提案のすべてを実施した場合に予算規模額を上回ることになる提案、企画段階で検討された者を参考として掲載する提案等）も認めない。
- ⑥ 体裁は以下のとおりとする。
 - ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
 - イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文字を限度に記入すること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りではない。
 - ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

(3) 提出部数

企画提案書を除く書類 1部
企画提案書 正本1部、副本6部

(4) 提出先

〒063-0846 札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号
札幌市水道局八軒庁舎2階
石狩西部広域水道企業団 施設課企画係 担当：渡辺
電話 011-215-7554 FAX 011-688-8852

(5) 提出期間・提出方法

- ① 提出期間 令和7年2月21日（金）から令和7年4月11日（金）まで。
（提出先に直接持参する場合は平日9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）
- ② 提出方法 提出先に直接持参もしくは郵送（必着）とする。

6 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書（様式6）」を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年2月21日（金）から令和7年3月14日（金）17時まで

(2) 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「石狩西部広域水道企業団見学者用動画作成業務企画提案に関する質問」とすること。また、メール送信後に担当へメールを送信した旨の電話をすること。

(3) 提出先

上記5（4）の提出先に同じ。

メールアドレス：postmaster@ishikariseibu.or.jp

(4) 回答

回答は、質問メールへ返信するとともにホームページに掲載することとし、令和7年3月21日（金）17時までにはすべての質問に対する回答を掲載する。

なお、受付期間内に到着しなかった質問に対しては、回答しない。

7 対象施設の見学

希望者に対し、次のとおり説明会及び現地見学会を実施する。

(1) 日時

令和7年3月5日（水）～令和7年3月6日（木） 所要時間1時間30分程度

具体的な時間については、参加者に対し企業団から通知する。

(2) 実施場所

① 説明会

当別浄水場 会議室

② 現地見学会

当別浄水場、当別ダム※、札幌ポンプ場・分水施設※

※当別ダム及び札幌ポンプ場・分水施設は動画による紹介のみ

(3) 申込方法

説明会・現地見学会参加申込書（様式7）に必要事項を記入し、6（3）で示した電子メールによる担当あてに申し込むこと。

(4) 申込期限

令和7年2月28日（金）12時まで

(5) その他

① 実施要領及び提案説明書は当日配付しないので、参加者各自で用意すること。

② 説明会場までの移動手段は参加者各自で用意すること。

③ 施設や設備の写真撮影については、企業団職員の指示に従うこと。

④ 説明会及び現地見学会において、本業務に関する質問の機会は設けない。質問がある場合は、6による方法で企業団に提出すること。

⑤ 本業務を受託する目的以外での参加は認めない。

8 企画提案の審査

企画提案の審査は、審査委員会で別紙審査基準に基づき実施するものとする。

(1) 一次審査

企画提案書の提出が4者以上の場合に実施する。

① 審査方法

提出のあった企画提出書類について、書類審査を行う。

② 日時

令和7年4月18日（金）（予定）

③ 一次審査の結果

一次審査通過者は、3者程度とし、確定後速やかに対象者全員に文書により通知する。

④ 疑義の申立て

企画提案書類提出者は、自らの評価に疑義があるときは、通知を受けた日から起算した3日以内に委託者に対して、自らの評価について疑義の申立てをすることができるものとする。ただし、疑義の申し立てがあった場合であっても、企画競争の実施を妨げないものとする。

(2) 二次審査

① 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑を基に審査を行い、審査基準の配点の合計が最も高い1者（以下、「最優秀提案者」）及び次点1者を選定する。

② 日時

令和7年4月30日（水）（予定）

③ 場所

札幌市水道局八軒庁舎2階 会議室（予定）

④ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。なお、プレゼンテーション時にパソコン・プロジェクターを使用する場合は、各自で用意すること。

⑤ 発表時間

1企画提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑10分（予定）

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

⑥ 出席者

3名以内

⑦ 二次審査の結果

確定後速やかに対象者全員に文書により通知するとともに、ホームページで公表する。

⑧ 疑義の申立て

企画提案書類提出者は、自らの評価に疑義があるときは、通知を受けた日から起算した3日以内に委託者に対して、自らの評価について疑義の申立てをすることができるものとする。ただし、疑義の申し立てがあった場合であっても、企画競争の実施を妨げないものとする。

⑨ その他

プレゼンテーションに参加できない場合は、審査対象から除外する。

また、企画提案者が1者であった場合においても、本件企画競争は有効とする。ただし、各委員の個別評価点の合計の平均が60点に満たない提案者は、上記の規程にかかわらず、最優秀提案者とししない。

9 契約について

二次審査で選定された最優秀提案者を受託候補者として、契約における仕様等について協議を行い、石狩西部広域水道企業団契約規程（平成4年4月1日石狩西部広域水道企業団企業管理規程第8号）、石狩西部広域水道企業団物件・委託契約等事務処理要領（平成25年3月29日 事務局長決裁）、その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、受託候補者の辞退、下記10に該当する場合、又はその他の理由で企業団との契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約締結の交渉相手とする。

10 スケジュール

実施内容	日程及び締切
公募開始	2月21日（金）
説明会・現地見学会参加申込書締切	2月28日（金）
説明会・現地見学会	3月5日（水）
	3月6日（木）
質問受付終了	3月14日（金）
参加申込書締切	4月11日（金）
一次審査（書類）	4月18日（金）
二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	4月30日（水）
審査終了、結果通知	5月2日（金）
契約締結	5月上旬

11 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は受託候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の金額が、「2（5）見積上限額」を超過した場合
- (5) その他、企業団が不適切と判断したとき。

12 その他の留意事項

- (1) 著作権等に関する事項
 - ① 企画案の著作権は各提案者に帰属する。
 - ② 企業団が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を企業団が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ③ 提案者は、企業団に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ④ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ企業団に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- ⑤ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、情報公開請求があった場合は、石狩西部広域水道企業団情報公開条例（令和2年第3号）に基づき、書類を公開することがある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 本企画提案にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- (5) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない、ただし、あらかじめ受託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

別紙 審査基準（100点満点）

審査項目		審査基準	配点
提案内容の 創造性	企画提案	本業務の目的・趣旨を正しく理解できているか	10
	創造性	創意工夫やアイデアなど特筆すべき提案内容となっているか	25
	技術力	インパクトのある分かりやすい「伝わる映像」を作成するために必要な撮影・編集等の技術力を有しているか	25
実施体制等	実施体制	事業者は本業務を適切かつ円滑に管理運営できる能力を有しているか	15
	スケジュール	本業務が業務期間内で実現可能なスケジュールとなっているか	15
その他	類似事例の実績	動画を使用したPR等について、官公庁から受託した実績を有しているか	5
	見積金額	経費の積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか	5
			100